（前のページより続き）

裁判所
相続、失踪、破産、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一五
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第二四七号）（総務省）

1　危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所における一定の技術上の基準への適合期限について、一定の措置が取られた場合に延長を認めることとした。（附則関係）

2　この政令は、平成二一年一一月一日から施行することとした。

◇**薬事法施行令の一部を改正する政令**（政令第二四八号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する必要がある医薬品として、ミリプラチン及びその製剤を指定することとした。（第六四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十月十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百四十七号

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

（危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成六年政令第二百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項第一号中「平成二十一年十二月三十一日」の下に「（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱い（総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村長等から受けた旧基準の特定屋外タンク貯蔵所であって、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあっては、同日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日）」を加え、同項第二号中「平成二十五年十二月三十一日」の下に「（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱いを休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村長等から受けた旧基準の特定屋外タンク貯蔵所であって、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日）」を加える。

（危険物の規制に関する政令の一部改正）

第二条　危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「平成二十九年三月三十一日」の下に「（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱い（総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村長等から受けた旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所であって、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあっては、同日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日）」を加える。

附　則

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

総務大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫